

## 基準値の考え方について

### 1. 基準値の考え方

#### (1) 法令基準値

- 排出の基準 ⇒ 施設への規制。水銀等の大気中への排出を削減するための基準
- 環境の基準 ⇒ 指針値、環境基準等、健康を保持し、生活環境を保全するための基準

#### (2) 公害防止基準値(組合の定める自主基準値)

- 施設発注段階で定めた基準 = 組合の定める公害防止基準値(要求水準書で公表)  
これをもとにメーカーが入札をし、施設を建設

#### (3) 運転基準値と要監視基準値(運営会社の定める自主基準値)

- 運営会社である浅川環境テクノロジーが公害防止基準値を遵守するために定める自主基準値として  
運転基準値と要監視基準値を設定。

- 運転基準値 ⇒ 要監視基準を安定的に守るための数値として設定。平常運転時の目標となる基準値。  
この数値を超えると、監視強化と手動操作の準備に入る。

水銀に関しては、運転基準値超過段階から薬剤増量操作を開始。

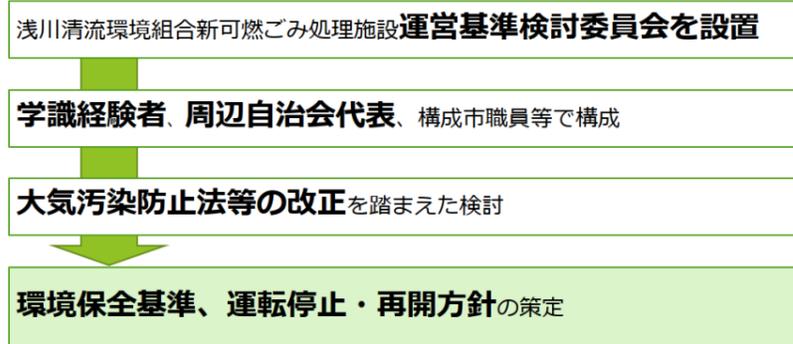
- 要監視基準値 ⇒ 排ガスの公害防止基準値を超過しないための上限警報設定値として設定。  
この数値を超えると、さらなる監視強化と手動操作(点検・調整・薬剤増量操作等)に入る。

法令基準値 > 公害防止基準値 > 要監視基準値 > 運転基準値

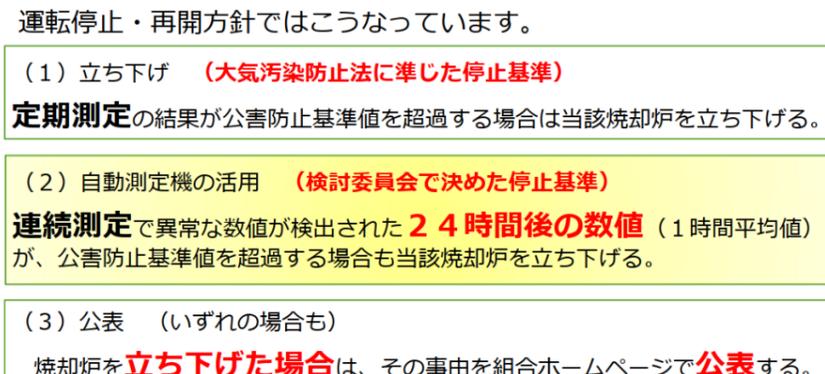
### 運転停止・再開方針(令和元5月8日制定)

- ◆ 運営基準検討委員会(学識経験者、周辺自治会代表、構成市職員等)を設置。
- ◆ 大気汚染防止法等の改正内容を踏まえて検討し方針を策定。

#### 運転停止・再開方針(環境保全基準)について 22



#### 公害防止基準値超過による立ち下げ 23



#### 大気汚染防止法との比較 24

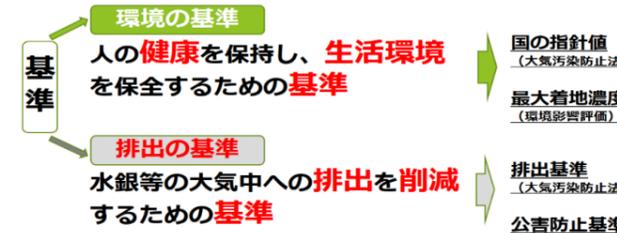


表 1 公害防止基準値<sup>※1</sup>

項目	ばいじん g/m <sup>3</sup> N	塩化水素 ppm	窒素酸化物 ppm	硫黄酸化物 ppm	ダイオキシン類 ngTEQ/m <sup>3</sup> N	水銀 μg/m <sup>3</sup> N
公害防止基準値	0.005 以下	10 以下	20 以下	10 以下	0.01 以下	50 以下

※1 基準値は乾きガス酸素濃度 12%換算値。

表 6 排ガスの要監視基準値及び運転基準値<sup>※1</sup>

項目	要監視基準値	運転基準値	
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.003 以下	—
塩化水素	ppm	8 以下	6 以下
窒素酸化物	ppm	17 以下	10 以下
硫黄酸化物	ppm	8 以下	6 以下
一酸化炭素 <sup>※2</sup>	ppm	15 以下	10 以下
水銀	μg/m <sup>3</sup> N	30 以下	10 以下

※1 表中は、乾きベース、酸素濃度 12%換算値である。

※2 一酸化炭素の濃度を指標にダイオキシン類濃度を管理する。

(4)大気汚染防止法の改正(水銀を例にすると)

・水俣条約の締結(平成 28 年 2 月 2 日)

水俣条約の採択	環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減
大気汚染防止法等の改正	条約の趣旨に沿って、水銀等の大気排出量を規制
主な改正内容	排出基準、測定頻度、測定方法を新設
施行期日	平成30年4月1日

排出基準について (法施行規則第16条の11) ※新設 18

廃棄物の焼却施設	新規施設	30 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$
	既存施設	50 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$

既存施設とは：施行日（平成30年4月1日）において現に設置されている施設。  
※施行日において設置の工事が着手されているものを含む。

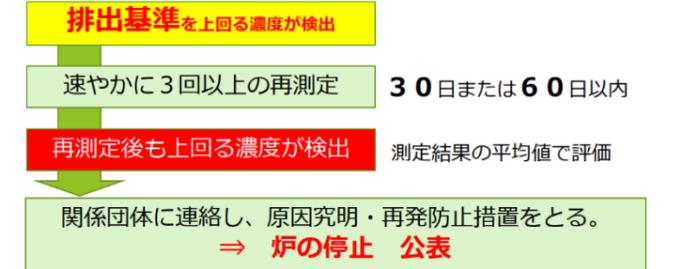
測定頻度等について (法施行規則第16条の12) ※新設 19

測定頻度 6か月を超えない作業期間ごとに1回以上

当施設では毎月、定期測定を実施。

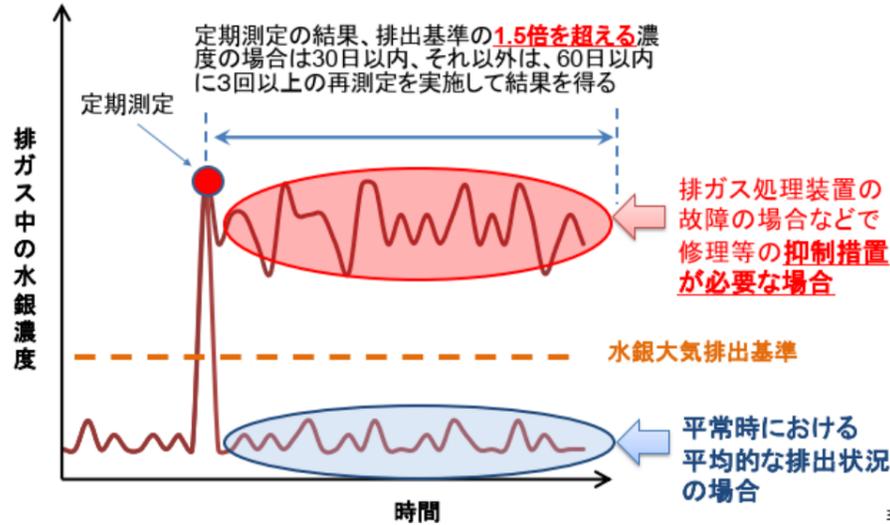
当施設が行っている連続測定は、法律とは別に、当施設が独自に行っている測定。

排出基準を上回る濃度が検出された場合 (法施行規則第16条の12) ※新設 20



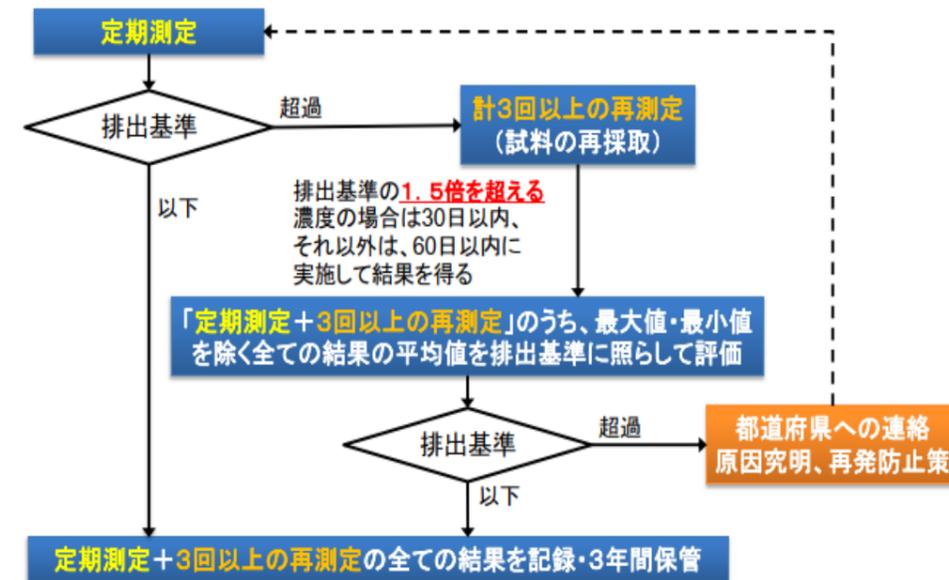
排出ガス中の水銀濃度の測定結果の確認

○再測定が必要となる場合のイメージ図



定期測定の結果が排出基準を超過した場合のフロー図

出典：環境省HP



(5)まとめ

周辺環境や健康を守るために大気汚染防止法などの法令基準があり、これら法令基準を遵守していれば健康被害はありません。

当組合及び浅川環境テクノロジーでは、さらに厳しく、自主基準値を設定し、運営をしています。さらに、法定の定期測定だけでなく、これとは別に連続測定を独自に実施し、運営をしているため、有事の際も迅速に対応できる体制を取っています。

また、運転に関する情報は、日野市内3か所(新井公園・新井わかたけ公園・落川交流センター)に設置した公害防止情報表示盤及び浅川環境テクノロジーのホームページで情報発信をしています。なお、当施設では東京都環境影響評価条例に基づく「環境影響評価」を行い、「周辺環境へ著しい影響を及ぼすことはない」との結論を得ています。現在は、環境への影響が最大と見込まれる令和2年度の状況を調査し、予測評価した内容と比較・検証を行う「環境影響評価事後調査」を実施しており、令和3年度末に手続きが完了する見込みです。

周辺環境の保全と安全な施設運営をしまりますので、ご理解をお願いいたします。